

「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針」（医療広告ガイドライン）に関する追加Q&A（事例集）

平成22年12月24日作成

【Q1 広告の対象範囲（ガイドライン第2部関係）】

Q1-10 フリーペーパーに掲載された医療機関等の広告も医療法の広告規制を受けるのでしょうか。

A1-10 医療法の広告規制の対象となります。

Q1-11 病院の一部門の名称を「〇〇センター」（透析センター、リハビリセンター等）として院内に掲示することは可能でしょうか。

A1-11 病院の院内掲示であれば、「透析センター」等と掲示することは可能です（広告については、Q2-23参照。）。

Q1-12 複数の医療機関を紹介するパンフレットを、各医療機関の院内で配布する場合、当該パンフレットは広告規制の対象となりますか。

A1-12 当該パンフレットに記載された内容が、「誘因性」、「特定性」及び「認知性」を有するものと判断される場合には、医療法による広告規制の対象になります。

【Q2 広告可能な事項（ガイドライン第3部関係）】

Q2-27 「インプラント室」のように治療方法を名称に含む施設については広告可能でしょうか。

A2-27 当該医療機関が行う治療方法が、専ら医療法第6条の5第1項及び第6条の7第1項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成19年厚生労働省告示第108号。）第2条第1号から第5号までに規定する広告可能な治療法に該当する場合は、広告可能な治療法の名称を施設の名称の一部として広告することが可能であることから、「インプラント室」については広告可能です。

Q2-28 広告に手術前のみ又は手術後のみの写真を掲載することは可能でしょうか。

A2-28 手術の前後の写真と同様、手術前のみ又は手術後のみの写真についても、治療の効果に関する表現ととられるため広告できません（Q2-19参照。）。

Q2-29 「O×医院 糖尿病クリニック」のように、診療所名にサブネームをつけて広告してもいいのでしょうか。（法第6条の5第1項第3号関係）

A2-29 病院や診療所の名称については、医療機関の特定に混乱を生じないようにサブネームではなく、正式な名称のみを広告可能としています。ただし、当該医療機関であることが認識可能な場合には、その略称や英語名についても広告が可能です。

Q2-30 麻酔科医が頻繁に入れ替わるような病院においても、麻酔科医の氏名を記載しなければ麻酔科の標榜ができないのでしょうか。（法第6条の6第4項関係）

A2-30 麻酔科を診療科名として広告するときには、許可を受けた医師の氏名を併せて広告しなければなりません。

Q2-31 「できる限り歯を削らず痛くない治療を目指します。」といった治療の方針を広告することは可能でしょうか。

A2-31 「できる限り歯を削らず痛くない治療を目指します。」といった治療の方針を広告することは可能です。

ただし、「できる限り歯を削らず痛くない治療を目指します（99%以上の満足度）」のような成功率などの治療の効果に関する表現とともに治療の方針を表現することや、「痛くない治療を行います。」のような科学的根拠がなく虚偽広告や誇大広告のおそれがある表現は広告として使用できません。

Q2-32 平成20年4月1日以降広告することが認められなくなった診療科名を医療機関名に含む場合、当該医療機関名も変更しなくてはならないのでしょうか。（法第6条の5第1項第2号、第3号関係）

A2-32 平成20年4月1日以降広告することが認められなくなった診療科名を医療機

関名に含む場合でも、当該医療機関名を変更する必要はありません。

ただし、新たに開業する場合や、既存の医療機関であっても名称変更する場合は、広告不可となった診療科名を医療機関名に含めることはできません。

【Q3 禁止される広告（ガイドライン第4部関係）】

Q3-5 「当診療所に来れば、どなたでも〇〇が受けられます」などと、必ず特定の治療を受けられるような表現の広告は可能でしょうか。

A3-5 本来、診察の結果、治療内容が決定されるものであり、あらかじめすべての患者が特定の治療を受けられるような誤解を与える表現は適当ではなく、そのような表現は広告できません。

【Q5 その他】

Q5-5 はり業、きゅう業等の施術所を「〇〇クリニック」という名称で広告することは可能でしょうか。（法第3条第1項関係）

A5-5 診療所でない場所が「〇〇クリニック」のように診療所に紛らわしい名称を付けることは医療法上禁止されており、広告することもできません。